

○市川三郷町ふるさと納税特産品贈呈事業実施要綱

平成30年4月1日

要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附金(以下「ふるさと納税」という。)の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的とし、市川三郷町へ寄附を行った個人又は法人等(以下「寄附者」という。)に対して特産品の贈呈を行う市川三郷町ふるさと納税特産品贈呈事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(特産品の贈呈)

第2条 町長は、寄附金額に対し特産品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が特産品の贈呈を希望しない場合はこの限りでない。

2 同年度内において、同一の寄附者から寄附があった場合に対する特産品の贈呈については、前項と同様の扱いとする。

3 特産品は第3条第3項の規定により町長が認定をした商品やサービスとする。

4 寄附者は、贈呈される特産品を寄附金額に応じて選択することができる。この場合において、相当金額の範囲内で特産品を複数選択することもできるものとする。

(特産品等の認定)

第3条 特産品等の認定を受けようとする事業者(以下「事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 市川三郷町内において、本店又は支店若しくは事業及び業務等に関わりがあるもの

(2) 市川三郷町暴力団排除条例(平成24年6月15日条例第12号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(3) その他、町長が認めるもの

2 事業者が特産品を出品する場合は、市川三郷町ふるさと納税贈呈特産品等申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)により町長へ申請を行うものとする。また、当該特産品の内容の変更、取り下げを行う場合も同様とする。

3 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を精査し適切であると認め

る場合は、提出された申請書に認定証明を行い事業者はその写しを送付するものとする。

(認定の取り消し)

第4条 町長は、認定した事業者が第3条第1項の規定に該当しなくなった場合は、その認定を取り消すことができる。

(特産品等の送付)

第5条 町長は、ふるさと納税の寄附を受けた内容を取りまとめ、送り状等により事業者へ送付依頼を行う。この場合において、当該特産品等の送付に要する費用は、市川三郷町が負担するものとする。

2 事業者は、前項の依頼を受けた後、所定の方法により責任をもって特産品等を寄附者へ送付するものとする。

(特産品等の請求)

第5条 特産品等を送付した事業者は、毎月月末までの送付実績を集計し、特産品等を送付したことを証明する書類等を添付のうえ町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求額と送付依頼実績及び送付を証明する書類等进行检查し指定する口座へ請求額を支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。また、この事業が終了し又は認定が解除された後においても同様とする。

3 事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

4 事業者は、この事業に係る業務を処理するため市川三郷町（以下「町」という。）から提供された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、特産品等を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

5 事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただ

し、あらかじめ町が書面により承諾した場合はこの限りでない。

- 6 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、町の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 7 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。
- 8 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 9 事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 10 町は、申請者が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めたときは、認定の取り消し、又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に基づく申請書類の有効期間は、承認の日から、当該年度 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 カ月前までに双方から特段の意思表示がない場合には、さらに 1 年間更新し、以後この例による。

(協議事項)

第 9 条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。